

休学等手続について

休学又は退学を希望する学生は、下記期限までに学生担当窓口に出してください（用紙は窓口で交付）。

また、届出にあたっては連帯保証人の署名・捺印が必要なので、早めに用紙の交付を受けてください。

なお、やむを得ない事情により、期限までに届出ができない場合は、学生担当窓口にご相談してください。

※博士後期課程の学生で、「単位修得退学」を希望する者は、申し出の期限等を別途掲示しますので、ご注意ください。

- 10/1から休学を希望する者
- 今学期で退学を希望する者

提出期限

令和6年9月6日(金)

- 11/1から休学を希望する者

提出期限

令和6年10月4日(金)

問い合わせ先

法学部／公共政策学教育部：教務担当

電話：011-706-3121 メールアドレス：kyomu@juris.hokudai.ac.jp

法学研究科：学事担当

電話：011-706-3964 メールアドレス：gakuji@juris.hokudai.ac.jp

==== 注意 =====

11月以降に当該学期の休学手続をする場合、その学期の授業料は全額必要となります。

退学時における学生証の返却について

退学に際して、下記の方法により学生証を回収しますので、留意してください。

＜磁気カード学生証の学生＞

＜ＩＣカード学生証に生協組合員証機能を有していない学生＞

- ① 学生証は、退学願提出の際に回収しますので、必ず持参してください。
- ② 帰省先等の遠隔地から、郵送により退学願を提出する場合は、学生証も必ず同封してください。
- ③ 退学年月日までに、帰省等により学割証を使用する予定がある場合は、乗車券購入後、速やかに法学部（法学研究科）へ返却してください。

＜ＩＣカード学生証に生協組合員証機能を有している学生＞

- ① 退学願提出時までに、北大生協脱退手続きを行った学生は、退学願と併せて法学部（法学研究科）へ提出してください。
- ② 退学願提出後、退学予定日まで、北大生協を利用する予定の場合は、脱退手続き完了後に、北大生協側で学生証を回収します。

※ 脱退手続き実施場所

北大生協会館店サービスカウンター、北部購買店、中央購買店、工学部購買店、水産学部店

- ③ 帰省先等の遠隔地から、郵送により退学願を提出する場合は、学生証も必ず同封してください。なお、北大生協の退会手続き等については、直接北大生協にお問い合わせください。
- ④ 退学年月日までに、帰省等により学割証を使用する予定がある場合は、乗車券購入後、速やかに法学部（法学研究科）へ返却してください。